

山鹿市地域別ハザードマップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、「山鹿市地域別ハザードマップ作成業務委託（以下、「本業務」という。）」の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

市内を流域とする菊池川水系河川等について、国や熊本県が公表する最新の河川氾濫解析結果（計画規模降雨及び想定最大規模降雨）に基づき、河川が氾濫した場合の被害予測、浸水範囲の周知を図るとともに、熊本県により区域指定された最新の土砂災害（特別）警戒区域に基づき、発注者が作成・公表している現在の「山鹿市総合防災マップ（2017年3月発行）」の更新・統合を行うもので、各種防災の情報等をより分かりやすく収録し地域防災力の向上を図ることを目的として作成するものである。また、災害時の持ち運びや、平常時の家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し、実効性に優れた「山鹿市地域別ハザードマップ」を作成するものである。

策定にあたっては、本市の状況、国及び県の施策、近年の技術的動向、社会的環境を十分に踏まえて行うものとする。

第3条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、山鹿市全域とする。

第4条（定義）

本仕様書において、「発注者」とは、委託者である山鹿市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の山鹿市担当職員をいうものとする。

第5条（履行期間）

契約締結日の翌日から令和7年3月27日までとする。

（印刷した物を校正し、納入先へ搬入することまでを業務としている。）

第6条（関係法令等の遵守）

本業務は、本仕様書のほかに、下記に掲げる法令等を遵守するものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）水防法
- （3）河川法
- （4）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （5）防災基本計画（中央防災会議）
- （6）熊本県地域防災計画（熊本県防災会議）
- （7）山鹿市地域防災計画（山鹿市防災会議）
- （8）水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）

- (9) 水害ハザードマップの利活用事例集（国土交通省）
- (10) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（国土交通省）
- (11) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省）
- (12) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (13) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (14) 山鹿市契約規則
- (15) 山鹿市財務規則
- (15) 山鹿市個人情報保護条例
- (16) その他関係法令及び通達

第7条（疑義）

本仕様書に記載ない事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者に申し出るものとし、協議するものとする。

第8条（公的資格及び個人情報保護）

受注者は、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令、規定等を遵守するほか、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、企業として下記資格を有していることとし、業務着手時にその資格が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得ることとする。

- (1) IS09001(品質マネジメントシステム)登録証の写し
- (2) IS014001(環境マネジメントシステム)登録証の写し
- (3) IS0/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)登録証の写し
- (4) JSQ15001(プライバシーマーク)登録証の写し

第9条（提出書類）

受注者は、業務の着手、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手
 - 1) 業務着手届
 - 2) 業務実施計画書
 - 3) 配置予定技術者等の選任届（資格証明書の写し、業務経歴書を添付）
 - 4) 業務工程表
 - 5) その他発注者が指示する関係書類
- (2) 業務完了時
 - 1) 業務完了届
 - 2) 成果品納入届
 - 3) 請求書
 - 4) その他発注者が指示する関係書類

第10条（配置予定技術者等の要件）

受注者は、業務管理及び技術管理の一切の事項を処理し、業務実施計画・工程計画及び安全対策など適切に遂行させるために次の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。

（1）管理技術者

管理技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、平成28年度以降に自治体発注の類似業務の完了実績を有し、かつ技術士（「河川・砂防」及び空間情報総括監理技術者）又はRCCM（「河川・砂防」及び空間情報総括監理技術者）いずれかの資格を有するものを選任する。

（2）照査技術者

照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、技術士（「河川・砂防」及び空間情報総括監理技術者）又はRCCM（「河川・砂防」及び空間情報総括監理技術者）のいずれかの資格を有するものとする。

なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第11条（業務経過報告）

受注者は、前条の業務実施計画に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を随時甲に報告しなければならない。

第12条（打合せ協議）

原則として、初回、中間1回、最終とするが、必要と認められる場合は適宜行うものとする。

なお、業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

また、承諾および打合せ協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

第13条（土地の立ち入り）

本業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないように留意しなければならない。なお、現地作業を実施する場合は、常に身分証明書を必ず携帯し、住民の請求があった場合には、提示しなければならない。

第14条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

第15条（関係公署への事務手続き）

本業務の実施において必要となる関係公署への事務手続きは、協議の上、受注者が実施するものとする。なお、手続きに要する費用については、受注者の負担とする。

第16条（成果品の帰属等）

本業務の成果品については、発注者の管理及び帰属とし、受注者が成果品等を第三者に公表または貸

与してはならない。

第17条（成果品の瑕疵）

成果品納入後、本仕様書の定めに適合しないものとして誤りが発見された場合は、受注者の責任において速やかに修正するものとし、これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

第18条（守秘義務）

受注者は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。本業務が完了または解除された後においても同様とする。

第19条（貸与資料）

本業務を実施する上で、必要な資料は、発注者より受注者が貸与を受けるものとする。貸与された資料等については、その重要性を認識し、資料等の破損、滅失、盗難、漏洩等の事故が発生することのないよう取扱い及び保管を厳重に行い、業務終了後は速やかにこれを返却するものとする。

第20条（損害賠償）

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を発注者に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、受注者の責任において一切を処理するものとする。

第21条（成果品の納入先）

本業務の成果品の納入先は、発注者が指定する場所とし、行政区ごとに仕分けして梱包するものとし、梱包数は、搬入日直前の世帯数とし、発注者から必要なデータの提供を行うものとする。

第2章 業務内容

第22条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (2) 資料収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (3) 記載事項の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (4) ハザードマップ原案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (5) ホームページ等公開用データの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (6) ハザードマップの印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25,000（合計枚数）
- (7) ハザードマップの梱包・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25,000（合計枚数）
- (8) 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

第23条（計画準備）

受注者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第24条（資料収集整理）

受注者は、ハザードマップの作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

また、収集した資料をもとに関係法令及び地域防災計画等の上位計画と整合を図り、防災関連情報の整理を行うものとし、収集したデータは、告示図書等と全件比較チェックを行い、正しいデータであることを確認したもののみを利用するものとし、地図データは今後汎用的に利用できるようShape形式で取りまとめるものとする。

- (1) 基盤地図情報（国土地理院）
- (2) 洪水浸水想定区域図及び報告書（国または熊本県）
- (3) 土砂災害（特別）警戒区域に関する資料
- (4) ため池ハザードマップに関する資料
- (5) 内水氾濫に関する資料
- (6) 防災基本計画
- (7) 熊本県地域防災計画
- (8) 山鹿市地域防災計画
- (9) 避難所等及び公共施設や防災関連施設に関する資料
- (10) マイタイムライン
- (11) その他ハザードマップに記載すべき情報

第25条（記載事項の検討）

受注者は、関係法令や手引き等に準拠し、各情報の重要性、地域特性、マップサイズ等を考慮し、記載内容やレイアウト構成について検討するものとする。特に情報・学習面については記載内容については発注者と調整しながら検討するものとする。

なお、受注者は、収集した情報や防災関連情報を踏まえ、掲載項目の選定及び地域別ハザードマップデザイン案を作成するものとする。

- (1) レイアウトは、A1版両面フルカラー印刷（地図面/情報面）とし、ハザードマップの見やすさ利用のしやすさを考慮し、地図上で家屋等の確認が可能である縮尺役1/10,000～1/20,000程度とすること。なお、作成にあたり、合併以前の旧市町単位、5地域に分割してA1判1枚の表面に地図、裏面に啓発情報（5地域共通）を掲載する。
- (2) 指定避難所・指定緊急避難場所等の記載
 - ・指定避難所、指定緊急避難場所等の記載
 - ・洪水浸水想定区域（計画規模降雨【L1】、想定最大規模降雨【L2】）
 - ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）
 - ・ため池ハザード
 - ・内水ハザード

第26条（ハザードマップ原案の作成）

受注者は、これまでに整理された資料を基に、背景地図の縮尺や洪水及び防災情報などの基本条件を設定し、分かりやすさを考慮しながら、記載内容及び表記方法等を検討した上で、地域別ハザードマップの構成レイアウトの最終方針を確定し、ハザードマップ原案データを作成するものとする。

なお、作成された地域別ハザードマップデザイン原案をもとに、イラストレーター（Ai形式）にて印刷用データを作成し、印刷前の色調等の確認を行うものとする。

また、受注者は、原案を基に、住民説明会等で活用できる資料（パワーポイント等）を作成すること。

第27条（ホームページ等公開用データの作成）

受注者は、原案データに基づき、山鹿市ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF形式等）を作成するものとする。

また、現在、庁内で利用中の統合型GISへの搭載に必要な作業及び動作検証等実施するものとし、詳細は発注者と協議うえ決定するものとする。

第28条（ハザードマップの印刷）

受注者は、原案データに基づき、住民配布用ハザードマップの印刷を行うものとする。

- (1) 印刷仕様：フルカラー（4色）
- (2) 印刷枚数：25,000部
- (3) 紙質等：受注者が提案するものとする。

なお、提案するハザードマップの形態を踏まえ、印刷部数の内訳などについては、担当職員との協議により決定するものとする。また、紙質等については長時間使用することを想定したものとし、現物をプレゼンテーションの際に提示するものとする。

第29条（ハザードマップの梱包）

成果品は、山鹿地域、鹿北地域、菊鹿地域、鹿本地域、鹿央地域の行政区ごとに梱包することとし、その数量については担当職員との協議により決定するものとする。

第30条（その他の独自提案）

受注者の自由な発想により、ハザードマップをより便利で活用しやすいものとなるよう、受注者が提案できるものとする。

第31条（報告書作成）

受注者は、本業務の内容について、わかりやすく報告書として取りまとめるものとする。

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、CD-R等の電子媒体を作成するものとする。

第3章 成果品

第32条

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の原稿はWord、Excelを基本とし、納入後、発注者が修正加除及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

- (1) 業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (2) 印刷物・・ 25,000枚
- (3) 打合せ記録簿・・ 1式
- (4) 印刷用データ（A I形式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (5) ホームページ公開用データ（PDF形式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (6) GISデータ（Shape形式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (7) 住民説明会データ（パワーポイント）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (8) 上記電子データ一式（DVD等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (9) その他必要な資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式